

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年8月6日(木)13時30分～15時45分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、加藤原子力規制専門員、
佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他9名

5. 要旨

原子力機構から、資料に基づき東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があった。

原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・浸水防止扉の開閉に係る運用状況については、単に開閉の頻度のみを記載するのではなく、作業員の開閉操作の習熟度等についても記載すること。
- ・常時開としている浸水防止扉については、大津波警報発令時に閉操作が可能であることを有効性評価に含めて示す時期を明確にすること。

(資料2について)

- ・配管、タンク、弁類等について、不燃材料で構成されていること等をもって一律に火災防護対象設備から除外しているが、熱的影響による弁の固着等、火災による安全機能への影響を考慮しているのか、本資料のみでは読み取れない。火災防護対象設備については、閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能を有する安全機能を有する設備のうち、どのような考え方で火災防護対象設備を選定しているのか、丁寧に説明すること。

(資料3について)

- ・溢水影響評価の対象外とする設備について、対象外とする理由の項目に対し、容器、配管等を一律に対象外としているが、対象外としている機器毎の構造や溢水源、開口部との位置関係などが不明であり、全て一律に対象外とすることが妥当か否か判断できないことから、判断の前段となる機器毎の情報を整理して説明すること。
- ・フェイルセーフ機能を持つことを理由として溢水影響評価の対象外としている電磁弁分電盤について、本資料の説明のみではフェイルセーフ機能であることの妥当性の判断ができないことから、系統図等を用いてより詳細に説明すること。

(資料4について)

- ・別添3の制御室に求められる機能と対策の整理表の現状の欄において「対策ができない」としている箇所については、その理由の説明が不足しているため、丁寧に説明すること。
- ・被ばく評価については、放射性物質の有意な放出はないことから評価を行わないとしているが、事故対処の有効性評価の結果と関わる箇所については、その結果を踏まえる旨を記載すること。

原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

- 資料1：8月変更認可申請予定案件の技術的記載事項の一部追加について
- 資料2：再処理施設の火災に対する防護について
- 資料3：再処理施設の溢水に対する防護について
- 資料4：再処理施設の制御室の安全対策について
- 資料5：HAW及びTVFに係る耐津波に関する評価の整理表について
- 資料6：TVF設計地震動に対する耐震性評価整理
- 資料7：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール(案)について